



事務連絡
令和3年12月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

児童生徒等に対する防災教育の実施について（依頼）

このたび、消防庁より別添写しのとおり周知依頼がありました。

近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。したがって、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育について、その充実に取り組むことが重要です。

災害が発生した際、地域住民同士による避難誘導や救助といった「共助」が大きな役割を果たしています。そのため、「共助」の視点からの防災教育も重要であり、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団や自主防災組織の活動を児童生徒等が理解し、将来の地域防災力の担い手として育むことは、地域の防災力を高めるうえでも有効です。

消防庁における別添の取組の趣旨に御理解いただき、各学校では地域の実情に応じて消防団や自主防災組織等の協力を得ながら、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組まれますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp



消 防 地 第 4 1 6 号
令 和 3 年 1 2 月 1 日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室長

児童生徒等に対する防災教育の実施について

平素から、消防防災行政の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、児童生徒等に対する防災教育の実施について、別添のとおり各都道府県消防防災主管部局長に対して通知いたしました。

貴職におかれましても、各都道府県・指定都市教育委員会等の関係機関に対して周知するとともに、防災教育の実施を依頼していただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁地域防災室

藤ノ木理事官、中澤事務官、米山事務官

Tel 03-5253-7561 Fax 03-5253-7576

E-mail chiikibousai@ml.soumu.go.jp

消防地第 416 号
令和 3 年 12 月 1 日

各都道府県消防防災主管部局長 殿
(消防団・自主防災組織担当扱い)

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室長
(公印省略)

児童生徒等に対する防災教育の実施について

平素より、消防防災行政の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。

したがって、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育について、その充実に取り組むことが重要です。その際、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であり、地域防災力の中核を担う消防団員等が防災教育に積極的に携わっていくことは、消防団活動に対する理解、ひいては将来の地域防災力の担い手育成にも有効です。

現在、中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会において、「第 3 次学校安全の推進に関する計画」の策定に向けた検討が進められており、本年 11 月 26 日に公表された素案において、「地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団や自主防災組織の活動と、学校における防災教育を関連付けるなど地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である」や、「教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する」といった内容が記載されているところです。

このため、貴職におかれましては、令和 4 年度からの防災教育の充実に向け、下記により、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、消防団員等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組まれますようお願いいたします。

この旨、貴都道府県内の市区町村に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、本件については、文部科学省から、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、別途、周知依頼が発出される予定です。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 各学校における防災教育について、都道府県又は市区町村の消防団・自主防災組織担当課は、それぞれの都道府県教育委員会又は市区町村教育委員会の学校安全担当課と連携して、各学校において消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制（別添1）を構築していただきますようお願いいたします。
- 2 その上で、都道府県又は市区町村の消防団・自主防災組織担当課は、教育委員会や学校と連携をとりながら、令和4年度から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の安全教育に関わる授業等において、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を実施できるよう、今年度から準備を進めていただきますようお願いいたします。
参考として、既の実施している事例（別添2）を添付します。
なお、既に消防団や自主防災組織と、学校との間で直接的な協力関係が構築されている場合は、その関係を活用して実施していただくことも考えられます。協力関係が構築されていない場合は、消防団や自主防災組織と、学校が具体的な授業内容等の調整を円滑に行うことができるよう、市区町村の消防団・自主防災組織担当課は、消防団や自主防災組織への支援をお願いします。
- 3 各学校における防災対策について、学校が作成する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しにあたって、地域の災害特性に関して専門的な知識を有している消防団や自主防災組織は、想定される災害に応じた、より安全な避難場所や避難経路に関して、必要に応じて助言していただきますようお願いいたします。
- 4 令和4年度の概算要求において、「消防団の力向上モデル事業」（別添3）として所要額を要求しており、本事業では防災教育も対象とする予定です。

連絡先

消防庁地域防災室

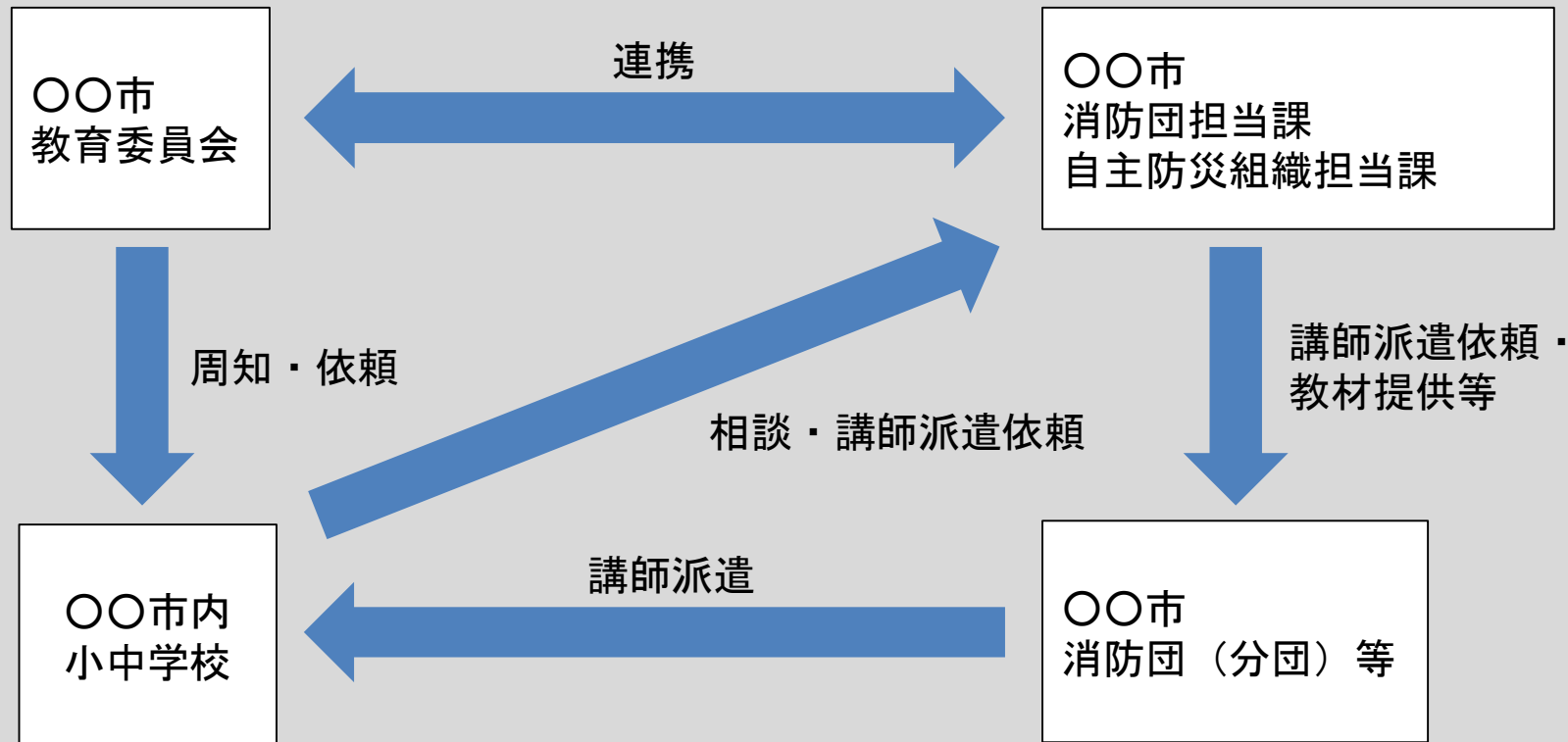
藤ノ木理事官、中澤事務官、米山事務官

Tel 03-5253-7561 Fax 03-5253-7576

E-mail chiikibousai@ml.soumu.go.jp



実施体制例（公立小中学校の例）

別添1



参考事例



防災教育に係る取組事例①

地方公共団体名	島根県松江市	担当課	消防本部消防総務課 消防団室
連絡先	Tel 0852-32-9113 E-mail fd-shouboudan@city.matsue.lg.jp		
受講対象者	小学生		
防災教育を行っている方	消防団員		
防災教育の概要	消防団による出前授業		
<p>1. 目的</p> <p>地域防災力の要である消防団員が、小学校を訪問し消防団の役割(目的)や意義(重要性)、防火・防災の重要性を自らの体験談を踏まえ説明することにより、児童に災害をより身近に実感してもらい、幼少期からの防火・防災思想の啓発を図ることを目的とするもの。また、消防団の認知度向上を図り、将来的な団員の確保に繋げるもの。</p> <p>2. 効果</p> <p>消防団員においては、消防団の存在意義について再認識する場となり、何より、団員自身のやりがいを感じることができる。また、児童の中には、家族が消防団員である家庭も少なくないことから、消防団の必要性を理解すると同時に、家族への誇りを感じるきっかけになることが期待できる。</p> <p>3. 内容</p> <p>消防団の役割や組織のことなどに関する座学での説明や、車両・資機材の見学、質問への対応等を行う。</p> <p>4. 実績</p> <p>今年度から消防団事業として本格的に始まったものであり、今年度は11月以降6校で実施を予定しているが、昨年度先行して1校実施し好評を得ている。</p>			
			

防災教育に係る取組事例②

地方公共団体名	茨城県常総市	担当課	防災危機管理課
連絡先	Tel 0297-23-2111 E-mail bousai@city.joso.lg.jp		
受講対象者	小中学生		
防災教育を行っている方	消防団員、自主防災組織員、防災士		
防災教育の概要	消防団員等によるマイ・タイムラインの作成など		
<p>平成 28 年 9 月 1 日に市の校長会が中心となり、小中学校一斉防災学習を実施。市内には、公立の小中学校が 19 校あり、クロスロードゲームや避難所開設運営を疑似体験する学校や、幼稚園や保育所などと連携し避難所等への避難訓練を実施する学校もあるなど、各校が特色を活かしながら学習を実施。</p> <p>なかでも、洪水への備えと自らの行動を考える「マイ・タイムライン」の作成については、鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の具体的な施策のひとつとして、全国に先駆けて取組みを開始。</p> <p>今日までに延べ 1 万人を超える児童生徒がマイ・タイムラインを作成。消防団や防災士など地域の方々が主体となって、学習を実施できる体制を構築し、これによって、普段から地域の方々との交流の場にもなるなど「顔の見える関係」を築く一因になっている。</p>			
			
<p>その他参考情報</p> <p>内閣府 広報誌ぼうさい冬号（第 100 号）令和 2 年度に掲載</p>			

防災教育に係る取組事例③

地方公共団体名	岐阜県安八郡安八町	担当課	総務課
連絡先	Tel 0584-62-5481 E-mail musubu16@he.mirai.ne.jp		
受講対象者	小学生		
防災教育を行っている方	消防団員、防災士会、国土交通省		
防災教育の概要	総合的な学習の時間での地域防災学習		
<p>1 安八町立結小学校6年生児童が、総合的な学習の時間で、地域の防災について、以下の内容で学んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の水防倉庫、防災倉庫の中身について知る。 ・ 水防に関わる体験をする。(土嚢作り、テントや簡易トイレの組立など) ・ 安八町の9. 12水害について知る。 ・ ハザードマップについて学び、マイタイムラインをつくる。 <p>※防災士会と国土交通省木曾川上流河川事務所の協力を得て活動している。 ※ハートピア安八の豪雨災害展に行き講座を聞いて学んだ。</p> <p>2 一昨年度までは、秋にPTAの親子防災教室を実施し、消防団の方にも協力していただいていた。昨年度は中止。今年度は、学年ごとに1月に実施予定。水消火器体験や、セーフティタワーの見学、パーテーション・簡易トイレの組立体験などを防災士会などの協力を得て行う計画である。</p>			
			
防災倉庫見学		土嚢作り	

防災教育に係る取組事例④

地方公共団体名	愛媛県松山市	担当課	防災・危機管理課
連絡先	Tel 089-948-6795 E-mail kikikanri@city.matsuyama.ehime.jp		
受講対象者	小中学生		
防災教育を行っている方	自主防災組織員（松山防災リーダー、防災エドゥケーター）		
防災教育の概要	自主防災組織員（防災エドゥケーター）による防災教育		

松山市では、令和元年度に産官学民が参画する「松山市防災教育推進協議会」と、愛媛大学内に「松山防災リーダー育成センター」を設立し、小学生から高齢者まで切れ目なく防災教育を展開している。

その取り組みの一つとして、小学校や児童クラブで、自主防災組織の方々に「防災エドゥケーター」として活躍いただいている。

「防災エドゥケーター」は、全世代型防災教育の中で松山防災リーダー育成センターが独自に認定している資格で、登録者は指導者としての活躍が期待されている。

例えば、小学校で行っている「防災まち歩き」では、「防災エドゥケーター」に地域の地形の特徴や、ハザードマップだけでは見えにくい危険などを教えてもらう。

また、夏休みの児童クラブで行っている「防災出前教室」では、長く住んでいる地域の人だから知っている過去の災害や、そこから得られた教訓などを「防災エドゥケーター」から学んでいる。



防災講座



まち歩き

- 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、様々な分野の事業を支援し、地方公共団体の創意工夫に満ちた取組を促す。
- 各取組をモデル事業として、全国へ横展開を図る。

全額国費

消防団の力向上モデル事業

<モデル事業の例>

○ 防災教育の実施



消防団員による授業



資機材見学



放水体験



心肺蘇生法講習

○ 災害現場で役立つ訓練の普及



資機材
取扱訓練



山火事
想定訓練

○ 企業・大学等と連携した消防団加入促進



プロスポーツ
チームと
連携した
加入促進



大学祭での
加入促進

○ 子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



子連れ
巡回活動



子供連れでの
広報活動